

聖籠町公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町条例第4号

聖籠町公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例

聖籠町公共用施設維持基金条例（昭和57年聖籠町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「発電用施設周辺地域整備法第7条の規定に基づく交付金（以下「電源立地促進対策交付金」という。）により整備された」を削る。

第6条中「電源立地促進対策交付金により整備された公共用施設（当該施設に係る交付金に基金造成費を含むものに限る。以下同じ。）」を「公共用施設」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。